

第5章 循環型社会形成のための目標・取組みの方向性

第1節 一般廃棄物の目標値（令和7年度）

- 県や市町村、事業者の排出抑制や資源化の取組みが今後も推進されるものとして、また、国の第四次循環社会形成推進基本計画（以下、「基本計画」という。）を踏まえて目標の設定を行いました（表5-1-1）。
- 「ごみ総排出量」について、基本計画では、一般廃棄物の排出量を令和7年度に約3,800万トンとする目標（平成30年度比約12%削減）が設定されています。県は、国と同様、平成30年度の実績に対し令和7年度において約12%（70,054トン）削減し、514千トンすることを目標とします。
- 「再生利用率」については、基本計画と同様、令和7年度において約28%を目標とします。
- 「最終処分量」について、基本計画では、令和7年度に約320万トンとする目標（平成30年度比約17%削減）が設定されています。県は、平成30年度の実績に対し約17%（9,836トン）削減し、48千トンすることを目標とします。

表5-1-1 熊本県の一般廃棄物の目標値（熊本県）

	平成30年度 （実績値）	令和7年度 （推計値）	令和7年度 （目標値）
ごみ総排出量	584千トン	561千トン	514千トン
再生利用率	22.7%	23.5%	28%
最終処分量	58千トン	56千トン	48千トン

【目標値設定の考え方】

- 国の通知（R2.3.16付け）において示された、都道府県が廃棄物処理計画を改定する際に参考となる数値目標に即して本県の目標値を定める。

基本方針における 目標項目	2018年度 （平成30年度） 実績	参考となる数値目標 2025年度 （令和7年度）	2018年度比
排出量	4,272万トン	約3,800万トン	-12%
再生利用量の 割合	19.9%	一般廃棄物の出口側 の循環利用率 約28%	+8%
最終処分量	384万トン	約320万トン	-17%

第2節 産業廃棄物の目標値（令和7年度）

- 排出事業者等の主体的な取組みが今後も引き続き推進されるものとして、また、国の基本計画を踏まえて目標値を設定しました（表5-2-1、表5-2-2）。
- なお、今回の計画においても前計画に引き続き、①排出量が多いものの排出抑制が困難である動物のふん尿、②廃棄物分野からの施策が講じにくい火力発電所のばいじんを控除した産業廃棄物の目標値も併せて設定します。
- 「排出量」について、基本計画では、産業廃棄物の排出量を令和7年度に約3億9千万トンとする目標（平成30年度比約4%上昇）が設定されています。

県は、国と同様、平成30年度の実績に対し令和7年度において約4%上昇した数値を目標とすると7,727千トンとなり、令和7年度の推計値を超えてしまいます。そのため、令和7年度の目標値は、令和7年度の推計値の7,660千トンとします。

- 「再生利用率」について、基本計画では、令和7年度に約38%とする目標（平成30年度比約2.4%上昇）が設定されています。

県は、国と同様、平成30年度の実績に対し令和7年度において約2.4%上昇の55.4%を目標とします。

- 「最終処分量」について、基本計画では、令和7年度に1,000万トンとする目標（平成30年度比約7%上昇）が設定されています。

県は、国と同様、平成30年度の実績に対し令和7年において約7%上昇の167千トンを目指します。

表5-2-1 熊本県の産業廃棄物の目標値（動物のふん尿、火力発電所のばいじんを含む）

	平成30年度 (実績値)	令和7年度 (推計値)	令和7年度 (目標値)
排出量	7,430千トン	7,660千トン	7,660千トン
再生利用率	53%	54%	55.4%
最終処分量	156千トン	172千トン	167千トン

- 動物のふん尿、火力発電所のばいじんについては、前計画の考え方を引き継ぎ、発生抑制が困難又は廃棄物分野からの施策が講じにくいとしているため、令和7年度におけるこの2種類は、将来推計の値で推移すると設定したうえで、動物のふん尿及び火力発電所のばいじん以外の産業廃棄物で全体の目標が達成できるよ

うに目標値を設定します。

- 「排出量」については、県内産業廃棄物全体の目標値が、将来の推計値で目標達成できるため、同様に将来推計値を目標値とします。
- 「再生利用率」については、まず、動物のふん尿、火力発電所のばいじんのみの将来推計の排出量が 3,282 千トン（=7,660-4,378）、再生利用量が 1,959 千トン（=4,148-2,189）になります。県内産業廃棄物全体の再生利用率の目標値 55.4%（再生利用量：7,660 千トン×55.4%=4,244 千トン）を満たすためには、動物のふん尿及び火力発電所のばいじんを控除した産業廃棄物の再生利用量は 2,285 千トン（=4,244-1,959）となり、再生利用率は 52.2%（=2,285/4,378×100）となります。
- 「最終処分量」については、平成 30 年度の動物のふん尿、火力発電所のばいじんのみの実績がゼロであったため、令和 7 年度もゼロで推計されています。そのため、動物のふん尿、火力発電所のばいじんを控除した場合も、県内産業廃棄物全体の目標値 167 千トンと同量を目標値とします。

表 5-2-2 熊本県の産業廃棄物の目標値（動物のふん尿、火力発電所のばいじんを控除した場合）

	平成 30 年度 (実績値)	令和 7 年度 (推計値)	令和 7 年度 (目標値)
排出量	4,081 千トン	4,378 千トン	4,378 千トン
再生利用率	48%	50%	52.2%
最終処分量	156 千トン	172 千トン	167 千トン

【目標値設定の考え方】

- 国の通知（R2.3.16 付け）において示された、都道府県が廃棄物処理計画を改定する際に参考となる数値目標は以下のとおり。

基本方針における 目標項目	2018 年度 (平成 30 年度) 実績	参考となる数値目標 2025 年度 (令和 7 年度)	2018 年度比
排出量	3 億 7,577 万トン	約 3 億 9 千万トン	+4%
再生利用量の割合	35.6%	産業廃棄物の出口側 の循環利用率約 38%	+2.4%
最終処分量	931 万トン	約 1,000 万トン	+7%

第3節 関係者の役割

- 本計画の推進に当たっては、県はもとより、県民、事業者、市町村等のあらゆる主体の参画と協働が必要となります。関係者の役割分担については、表 5-3-1 のとおりです。

表 5-3-1 関係者の役割分担

関係者	役割
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の一般廃棄物及び産業廃棄物の処理状況の把握 ・ 循環型社会の形成に向けた取組みの推進及び関係者への助言、提案、調整、啓発等 ・ 産業廃棄物の適正処理のための事業者に対する指導監督等 ・ 法制度等についての国への働きかけ
市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物の排出状況の把握 ・ 一般廃棄物の適正処理 ・ 一般廃棄物の減量化、リサイクルの推進（分別収集の推進、住民の自主的取組みの促進等）
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 循環型社会の形成に向けたライフスタイルの実践 （繰り返し使用できる商品などを選択し購入、商品故障時の修理による長期間使用、食べ残しの削減、廃棄物の分別排出による市町村等への協力等）
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出事業者責任の原則に基づく廃棄物の適正処理 ・ 拡大生産者責任の原則を意識した商品等の製造（消費実態に合わせた容量の適正化、容器包装の減量・簡素化、再生利用が容易な商品製造等） ・ 商品等の修繕体制の整備 ・ 廃棄物の減量化、リサイクルの推進

第4節 取組みの方向性

(1) 施策の体系図

目的1 循環型社会の形成に向けた基盤づくり

- 1 廃棄物の排出抑制等に関する推進体制の整備と普及啓発の推進
- 2 学校及び地域における環境教育・環境学習の推進
- 3 環境関連技術の研究・開発及び普及

目的2 廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用・熱回収の推進

- 1 一般廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用・熱回収の推進
- 2 産業廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用の推進
- 3 各種リサイクル法による廃棄物の再使用・再生利用の推進

目的3 廃棄物の適正処理の推進

- 1 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理
- 2 一般廃棄物の適正処理
- 3 産業廃棄物の適正処理
- 4 不法投棄の未然防止対策の強化及び原状回復

(2) 施策の概要

目的1 循環型社会の形成に向けた基盤づくり

1 廃棄物の排出抑制等に関する推進体制の整備と普及啓発の推進

- レジ袋有料化を契機としたプラスチックごみの削減、食品廃棄物の減量化など、広く県民、事業者、行政などと連携し、家庭、地域社会、学校、職場などのあらゆる場における3Rの推進を図るため、助言等を行います。

※：3R

リデュース(reduce、廃棄物の排出抑制)、リユース(reuse、再使用)、リサイクル(recycle、再生利用)の3つの頭文字をとったもの。排出抑制は、廃棄物の排出自体を抑制することで、再使用、再生利用に優先される。再使用は、いったん使用された製品や部品、容器等を再度使用すること。再生利用は、廃棄物を原材料として再利用すること。

- 特に、海洋プラスチックごみ削減に向け、幅広く県民の理解と協力を得ながら「回収」「排出抑制」「リサイクル」を県内で推進します。
- 市町村や一部事務組合と協議を行い、市町村が策定する一般廃棄物処理計画について、地域の実情を反映した計画となるよう技術的支援等を行います。
- 排出事業者への計画的な立入検査等監視指導の充実を図ります。
- 産業廃棄物税の目的や税を活用した取組みについて、研修会を通して周知を図ります。
- 循環型社会の形成に向けた取組みを進めるうえで課題となる点について、県民、事業者、市町村等の要望等を踏まえながら、国へ制度の整備や見直しについて働きかけます。

2 学校及び地域における環境教育・環境学習の推進

- 学校教育における環境教育ガイドラインに基づき、小・中・高校の各段階で環境教育・環境学習を更に進め、年少期からごみ問題を含む環境問題への共通理解や参加意欲の高揚に努め、環境に配慮した生活習慣の定着を図ります。
- 公共関与管理型最終処分場「エコアくまもと」において、循環型社会の形成のための環境教育・環境学習に取り組みます。
- 消費者団体や業界団体等とも連携を図りつつ、家庭、地域社会、職場などにおける環境教育・環境学習を推進します。

3 環境関連技術の研究・開発及び普及

- 事業者や大学等との連携により、廃棄物の有効利用や再資源化等に関する技術の研究・開発の推進を図ります。

目的2 廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用・熱回収の推進

1 一般廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用・熱回収の推進

- 県内の一般廃棄物の状況を的確に把握するとともに、県民、事業者に対し、廃棄物の排出抑制等に関する取組みを推進します。
- 市町村に対し、1人1日当たりのごみ排出量の状況を情報提供するとともに、特に排出量の多い市町村に対し廃棄物の排出抑制に向けた取組みを促します。
- 市町村が策定する「一般廃棄物処理計画」について、技術的援助等を行います。
- 市町村が廃棄物処理施設を整備する際の「循環型社会形成推進地域計画」

及び「長寿命化計画」の策定を支援します。

- 市町村における発電効率を高めたごみ焼却施設の整備を推進します。

2 産業廃棄物の排出抑制・再利用・再生利用の推進

- 排出事業者が、廃棄物の減量化・リサイクルに取り組みやすいシステムの構築を行うとともに、事業者に対し、産業廃棄物税を活用した排出抑制・再生利用に関する普及啓発を推進し、積極的に情報を提供します。
- リサイクル製品の認証、リサイクルに係る研究・技術開発及び施設整備を支援します。
- 廃食用油から高純度BDFを作成するなど、バイオマスの種類・性質及び地域の実情に応じた活用や、食品廃棄物の排出抑制・利活用を推進します。

3 各種リサイクル法による廃棄物の再利用・再生利用の推進

- 循環型社会の形成に向けて循環型社会形成推進基本法をはじめ各種リサイクル法が地域において円滑に施行されるよう、普及啓発や関係者間の調整に努めます。

目的3 廃棄物の適正処理の推進

1 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理

- 一般廃棄物の焼却や資源化など、適正な処理を推進するため、市町村に対して施設の適正な管理等に係る助言・指導を行います。
- 市町村によるごみ焼却施設の集約化や広域的処理に向けた取組みを支援します。
- 市町村が廃棄物処理施設を整備する際の「循環型社会形成推進地域計画」の策定を支援し、発電や熱利用等、環境に配慮した施設整備を推進します。
- 市町村が廃棄物処理施設を整備する際の「長寿命化計画」の策定を支援し、既存施設の有効利用が図られるよう支援します。

2 一般廃棄物の適正処理

- 海洋プラスチックごみ削減のため、関係機関等と連携した陸域・海域における排出抑制・回収の取組みを進めるとともに、県民及び商工・農業・漁業団体向けの啓発を実施します。
- 生活排水の適正な処理を推進するため、施設の整備を図るとともに生活排水対策の普及啓発を図ります。

- 「熊本県地域防災計画」との整合を取りつつ、平時から市町村や関係団体との連携、県・市町村職員や事業者を対象とした研修等を通じた人材育成等、災害発生時における廃棄物の円滑かつ迅速な処理ができる体制を整えます。
- 市町村の災害廃棄物処理計画の見直しを支援します。
- リチウムイオン電池混入による発火や火災を防ぐため、市町村による住民への危険性の周知や、ごみ出しの際の分別徹底に向けた取組みを支援します。
- 環境中に水銀が飛散・流出しないよう分別収集・運搬について水銀含有廃棄物の適正な処理を推進します。

3 産業廃棄物の適正処理

- 排出事業者に対し、廃棄物処理法をはじめとする関係法令に従った適正処理を指導するとともに、電子マニフェストの普及を推進します。
- 処理業者による適正処理を推進するため、立入検査を行い、指導を徹底します。
- 県内で発生する産業廃棄物は、県内で処理することができるよう優良な処理業者の育成などを推進します。
- 最終処分については、公共関与管理型最終処分場「エコアくまもと」の活用による長期的、安定的な処理体制の維持に努めます。
- 管理型最終処分場の施設整備を促進するための立地交付金や既存最終処分場の立地に対する理解促進を図るための周辺環境整備補助金を交付します。
- 排出事業者及び処理業者等が行う適正処理の研究・技術開発を支援します。
- 今後、大量排出が予想される太陽光発電設備からの太陽光パネルを含む廃棄物については、国の動向を注視しつつ、適正なリサイクル及び処分を指導します。
- PCB廃棄物の期限内処理を目指して、保管事業者に対する早期処理の働きかけなどを行います。
- 水銀廃棄物について法令等で定められた収集運搬基準、施設及び処分基準等の遵守について指導します。

4 不法投棄の未然防止対策の強化及び原状回復

- 不法投棄対策強化のため、関係団体と連携した監視体制及び通報体制の充実に努めるとともに、原状回復等、発生後の速やかな対応を図ります。

第5節 海洋プラスチックごみに対する取組み

加筆予定

- 海洋プラスチックの多くは河川等を通じ陸域から海域へと流れ出しており、一般廃棄物、産業廃棄物の区分なく、住民から企業まで一体として取り組みます。
- 陸域で川・海への流出を防ぐため効果的な対策を実施するとともに、海域での漂流ごみ等の回収強化を実施します。
- 発生源を意識した啓発強化や、資材等の海洋への流出防止等により、排出抑制に努めます。
- 容器包装等のリサイクルが進むよう市町村の取組みを後押しするとともに、既存のリサイクル支援策について更なる周知を図ります。

第6節 計画の推進体制・進行管理**(1) 推進体制**

- 本計画の推進に当たっては、庁内関係部局が連携して本県の循環型社会の形成に向けた施策を総合的に推進します。

(2) 計画の進行管理

- 本計画を着実に推進するため、廃棄物の排出量、再生利用量、最終処分量等や、施策・事業の状況について把握し、進行管理を行います。また、その結果を広く県民に情報提供します。